

第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画 の振り返り

令和元年（2019年）7月

（熊本市健康福祉局・熊本市社会福祉協議会）

1. 第3次地域福祉計画の振り返り結果

第3次地域福祉計画の振り返り

重点的取組1：ともに支えあい、助けあう地域福祉社会の推進

○施策1：高齢者を地域全体で支える環境づくり

【取組】

○今後も増える高齢者に備え、生活支援コーディネーターを専任化する等、地域包括支援センターの体制を強化した。

○平成31年3月末までに累計で84,377人が認知症サポーター養成講座を受講した。

【課題】

○複合的な課題を持つケースが増加し、各地域包括支援センターが孤立化、課題解決に窮しないよう支援する体制を検討する必要がある。

○認知症サポーターとなった後の具体的な活動の場の提供することが必要である。

○施策2：障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

【取組】

○利用しやすい身近な相談窓口として、熊本市障がい者相談支援センターを9カ所配置した。

○平成31年3月末時点で、障がい者サポーター登録者数が、約2,900人となった。

【課題】

○8050問題等に対応するために、地域住民や関係機関との連携体制の継続した構築・強化に取り組む必要がある。

○障がいや障がいのある方について、関心の低い市民を取り込んでいく手法を検討する必要がある。

○施策3：子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

【取組】

○市連絡会を開催し、各区の代表者が集い、取り組み状況や課題等を共有し、それを各区へ伝え、各区・校区の子育て支援ネットワークの活性化につなげるという流れを構築した。

【課題】

○H23年度末に全校区に子育て支援ネットワークが設置されて今に至る中で、子育て家庭をめぐる課題は多様化しており、改めて現在地域で求められている子育て支援は何か把握し、今後の活動を計画する必要がある。

○施策4：市民の健康づくりを支援する環境づくり

【取組】

○住民と意見交換をしながら、校区における健康づくりの活動の目標設定などを支援した。

【課題】

○エビデンスに基づいた校区データの見える化し、地域や関係機関との問題意識の共有を図る必要がある。

第3次地域福祉計画の振返り

【成果指標の推移】 重点的取組1：ともに支えあい、助けあう地域福祉社会の推進

○施策1：高齢者を地域全体で支える環境づくり

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
65歳以上の元気な高齢者の割合	78.61% (H20年度)	78.46%	78.54%	77.98%	78.15%	78.46% (R1年度)

○施策2：障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.0% (H26年度)	—	—	28.6%	35%	45% (H30年度)

○施策3：子どもたちが健やかに成長できる環境づくり

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
地域子育て支援施設利用者数	111,901人 (H25年度)	150,710人	152,590人	128,689人	117,602人	123,086人 (R1年度)
地域での子育て支援活動に参加した市民の割合	18.2% (H25年度)	18.1%	14.1%	10.5%	12.3%	26.0% (R1年度)

○施策4：市民の健康づくりを支援する環境づくり

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区の数	6校区 (H23年度)	58校区	60校区	62校区	65校区	92校区 (H30年度)
健康づくり推進に関するボランティア数	1,327人 (H24年度)	1,467人	1,486人	1,536人	1,674人	3,000人 (R1年度)
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	46.7% (H24年度)	46.8%	39.1%	40.6%	41.2%	60.0% (H30年度)

第3次地域福祉計画の振り返り

重点的取組2：地域で支援を必要とする方への対策の充実

○生活困窮者への相談支援体制の整備

【取組】

○生活困窮者向けの相談窓口として、中央区役所内に、福祉相談支援センターと生活自立支援センターを同じ執務室内に設置した。

○「生活困窮者庁外関係機関連絡会議」等の開催により、生活自立支援センターと各関係機関とのつながりが醸成された。



【課題】

○中央区役所1カ所のみにて相談を受け付けており、相談者がアクセスしにくい等の課題があるため、生活困窮者向けの相談窓口の5区展開について引き続き検討する必要がある。

○生活自立支援センターをハブとした連携が行えるよう、個別ケースを通しての支援だけでなく、各関係機関と日頃からの関係性を構築し、連携体制を強化する必要がある。

○災害時避難行動要支援者への支援

【取組】

○災害時要援護者避難支援制度について、平成27～30年度において、登録者数が約1,700人増加し、平成30年度末時点の登録者数は、9,325人となった。



【課題】

○平成30年度末で「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合が目標値に満たないため、制度周知並びに登録推進の方法について検討する必要がある。

○民生委員・児童委員の活動支援

【取組】

○民生委員児童委員協議会と協力し、欠員が多い地域に対し、候補者推薦の働きかけを行うなど、民生委員・児童委員の確保に努めた

○民生委員・児童委員に対して、年3回研修を実施するなど、民生委員・民生委員児童委員の活動を支援した。



【課題】

○民生委員・児童委員の欠員が恒常化しており、その解消に向け、さらなる取組が必要である。

○民生委員・児童委員の役割はますます重要となる中で、業務を整理する等、民生委員の業務負担の軽減に向け、さらなる取組が必要である。

第3次地域福祉計画の振返り

【成果指標の推移】 重点的取組2：地域で支援を必要とする方への対策の充実

○生活困窮者への相談支援体制の整備

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
実相談受入人数	296人 (H26年度)	792人	527人	499人	543人	411人 (R1年度)
支援を実施したことで新たに就労される方の数	164人 (H26年度)	100人	43人	86人	118人	395人 (R1年度)
支援を実施したことで生活困窮から脱却される方の数	34人 (H26年度)	45人	49人	76人	84人	82人 (R1年度)

○災害時避難行動要支援者への支援

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める災害時要援護者避難支援制度登録者の割合	21.9% (H26年度)	26.8%	25.3%	23.9%	24.2%	50% (R1年度)

○民生委員・児童委員の活動支援

項目	基準値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標値
民生委員・児童委員の定数に対する充足率	96.4% (H26年度)	96.6%	95.1%	95.2%	95.1%	100% (R1年度)

2. 第3次地域福祉活動計画の振り返り結果

第3次地域福祉活動計画の振り返り

○活動目標1：住民主体による地域福祉活動の推進

【取組】

- 地域における「住民交流の場である、ふれあい・いきいきサロン活動を支援し、設置箇所が121箇所増加するとともに、内容の充実に向けた研修を定期的開催した。
- 地域課題の解決に向けて、校区社協等関係団体との連携を進め、一部の校区では認知症徘徊訓練を実施できた。
- 地域力による災害支援体制づくりを進め、大学生を中心とした災害ボランティアセンターの設置運営訓練や地域住民を対象とした防災研修を定期的開催した。

【課題】

- 運営者及び参加者が固定化され、活動のさらなる支援が必要であるものの、サロンの設置数が545箇所と多く、個別支援が困難である。
- 地域におけるネットワークづくりの必要性を感じていない校区もある。継続的な働きかけが必要不可欠である。
- 引き続き、幅広い年齢層を対象とした訓練や研修等を実施する必要がある。

○活動目標2：地域みんなで支えあう環境づくりの推進

【取組】

- 地域を基盤とした福祉教育を推進し、累計で約2,000人をジュニアヘルパーとして養成するとともに、約120人を施設等に派遣し、介護等の現場における福祉学習を実施した。

【課題】

- 訪問受け入れ時の対象者の選定、活動調整等のため、地域関係者の負担が大きい。また、参加者の長期的な活動につなげるためにも、仕組みを再検証する必要がある。

○活動目標3：みんなの暮らしを支える仕組みづくりの推進

【取組】

- 民生委員等の協力により、住民に身近な相談所として市内5か所に「地域心配ごと相談所」を設置した。
- 権利擁護のさらなる充実に向けて、地域や関係機関と連携し、累計約700人の日常生活自立支援するとともに、約130人を後見人等として受任した。
- 市民後見人の養成に向けて養成講座、啓発セミナー等を定期的開催した。

【課題】

- 相談所設置数が伸び悩んでいる。また、広報不足等により、相談件数が伸びていない。
- 複雑多様なケースや対応困難ケースが増加している。また、地域支援員・法人後見協力員のさらなる養成が必要である。
- 養成講座受講後、地域生活支援員、法人後見協力員としての活動に結びついていない。